

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、「鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略」においては、2020 年をピークとして減少が続き、2050 年には 58,749 人まで減少すると予測している（2024 年 12 月末現在 68,292 人）。

また、年少人口および生産年齢人口が減少し続けていく一方で、老年人口は増加し続け、2050 年には高齢化率が 36.9%に達し、2020 年の約 27.6%よりも 9.3 ポイント高齢化が進むことが予測されている。

本市の産業は、隣接地域を含めた市域で眼鏡フレームの国内生産の約 9 割強を占める眼鏡、繊維王国福井の中核を担ってきた繊維、1500 年の伝統を継承し、業務用漆器（外食産業用）の 8 割以上を製造している漆器の三大地場産業を中心とした、まち全体が一つの工場ともいえる「ものづくり」のまちとして発展してきた。昭和 30 年代以降は東部工業団地や機械工業団地など市街地周辺にも近代的な工業地域が形成され、機械・電子部品工業など新たな産業が進出している。

本市の製造品出荷額等の約 6 割を三大地場産業が占めていることや、事業所のほとんどが中小企業・小規模企業者であることなどが、本市産業の特徴的な点である。

近年では、本市最大の武器であるこれら地場産業を中心として蓄積した高度な技術を最大限に活用して、メディカルやウェアラブルをはじめとする成長分野に進出するなど、販路拡大に取り組んでいる。

「ものづくり」の技術に支えられた本市産業の更なる発展のためには、新技術・新製品の開発、それらを支える人材の育成、これまでに培ってきた技術に裏打ちされた異分野への進出、海外市場など新規市場の開拓が不可欠である。

こうした中、市内事業者の新製品・新技術開発等に対して補助金等の支援策を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤を構築する取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。このような状況から、先端設備等の導入を促進し、本市の中小企業・小規模企業者等の労働生産性の向上を図ることが必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、丹南地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。これに向けて、計画期間中に新規認定 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業を中心に農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、国道8号やハピラインふくい（旧JR北陸本線）、福井鉄道福武線の交通インフラが充実した市街地と中山間部エリアまで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本市のすべての地域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業を中心に農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

市税に滞納がないこと。

中小企業の振興・発展および就業者等の生活安定を図ること。

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用の創出や市内産業への経済波及効果等の観点から、工場や事業所等が発電電力を自己の生産・販売等に供するために設置するものを認定対象とし、全量売電するための設備は対象としない。